

平成30年5月24日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成30年5月24日
開会 10時00分 閉会 12時00分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委 員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 板垣良輔 小島智恵 若山和幸 岡本眞利子 東口隆弘
野原恵子 藤谷謹至 千葉幹雄 寺林俊幸
松村記者（勝毎） 鰐渕記者（道新）
- 5 事 務 局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件および審査結果 別紙のとおり
 - 1 所管事務調査
 - (1) 学校教育に関する事項
 - ① 高校再編統合に係る町の支援策(案)について
 - 2 付託された陳情の審査について
 - (1) 陳情第2号 株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書
 - 3 道内視察研修について
 - 4 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇審査内容（付託審査）

○委員長（小川純文） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

付託された陳情の審査を行います。

これより、議事に入りますが、委員の皆さんに申し上げます。本委員会はこれからの案件につきましては、インターネット中継を行いますので、マイクの押し忘れにご注意ください。

それでは、本会議で付託をされました陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1回目の審議の時にも申し上げましたように、忠類振興公社に関わる経営方針に関して十分な住民の理解を得ながらやるべきだという、そして、説明を求める陳情ということでもありますから、こういった表題については何も指摘するものはありません。

ただ、中に書かれております具体的な内容につきましては、今まで、幕別町の議会として取り組んできたことと乖離があるというふうに正直思います。

ですから、そういうところはきちんと陳情者の方にもご理解いただくような議論を私たちはしていかなければならないのではないかというふうに思います。

例えば、その一つとして、まず、この陳情の文面の上からいきますと、町が合併したことによって、アルコが移ってきましたと。そして、平成15年にリニューアルしましたというところは、そのとおりだと思います。

その、4行目からなのですけれども、ここでは、4行目のさらに4行間においては、平成23年度から忠類振興公社が運営してきて赤字になったと、5年間ですね。それに対する報告がなかったと、だから、議会や行政に対して町民は不信を持ったのだという書き方ですね。

ここは、正確には、株式会社忠類振興公社の運営ということですから、議会として会社が運営している内容について逐一チェックをするとか、意見を述べるとか、そういう正確ではないと思うのです。あくまでも、指定管理の範囲でありますから。

そして、もちろん町の予算も使っていますから、決算が出された時、いろいろな心配事が起きたときには提言するということはもちろんありますけれども、赤字になったことを、債務超過に陥ったことをきちんと報告をしなかったという点については、これは当たらないだろうということです。会社経営ということは、そういうことだというふうに思います。一番目の疑念というのは、そこですね。

それと、今度は二つ目のほうで、29年度からアンビックスに委託をしたということが、るる書かれているのですけれども、このとおりです。随分、議会も議論をして、はじめて三つの委員会が合同で審議をするということを行いました。

これは、やはりそれぞれ議会としても、これまでの指定管理のあり方から大きく変わることで、予算も多額に投資しなければならないこと、そしてそれは、その5年間だけで

はなくて今後もこういう施設を持ち続けることに対するリスクも含めて心配があったからこそ三つの合同委員会で集中し議論をしてきたわけです。

これは、相当重く深い中身だったと思うのですよね。最終的にはそういう議論を経て全員の思いとして新たに専門業者に委託をしましょうと、金額はここまでするけれども、しかし、付帯決議も付けて、経営が良好になったときには、いくらかでも指定管理を下げるということでありませぬけれども、そういったバックも含めて意見も挙げてということでもありますから、私は、議会はそういう点では、町民の皆さんからみたら、まだ不十分だと言われれば、そうなのでしょうけれども、私たち、ここに席を置いている者としては、真剣な議論を重ねて結論を出してきたという経過があります。

従って、ここでは今後の機能向上だとか、老朽化対策に対するお金の使い方を次に問題点として挙げているのですけれども、内容はともかくとして、前段申し上げたように、古い施設ですから、一定のリスクが掛かるということは承知をして指定管理を認めたということですから、当然、この間のように、ボイラーの変更とかいろいろありますから、議論はありますけれども、一定のお金を掛けてこの施設を守るという点では、これも議会としては一致した結論であったというふうに思うのですよね。

ですから、老朽化対策にしても、機能向上対策にしても、一定の物は必要だという認識に立っているというふうに思います。

それで、しかし、言わんとされることが、町民を外してお話が進んでいるのではないかという疑念が多い文章なのですから、事実はそういうことでもありますし、傍聴もちろん受け入れてやっていたことでもありますから、非公開でもありませんし、そういう流れとしては問題はなかったというふうに思っております。

それで、次、10か年計画に関わってのことでもあります、議会は常に理事者と一定の緊張感を持ってやっていくというふうに考えて臨んでいますけれども、この辺がどういった誤解なのか、緊張感がないというふうに、その責任は大きいというふうに書いていますけれども、これも正しいことではないというふうに思います。十分、協議会の中で全員が共通認識の下で議論を重ねていき、理事者に対する疑念についても、そこで発言をしてきたという経過がありますので、緊張感はあったのではないかというふうに思います。

さらに、最終的には陳情者ご自身が町に尋ねられて、改修の方向が予想していたとおりであったということを書いていまして、その改修の方向についても町民の生の声を一度も聞かずに一方的に執行方針を固めることに、ここでもまた、町民は大きな疑念を抱いているというふうになっているのですよね。

それで、私たちはこの整備計画、昨年11月、2回ですね。そして、ことしの2月16日に一定程度の調査設計および実施設計についての説明を受けました。だけど、これは設計予算は当初予算に入りましたけれども、しかし、これからの具体的なことは、やっぱり予算化する時にきちんと審議していく機会がこれからあるのですよね。だから、そのことを、つまりこれから議会というのは町民の代表ですから、町民の声なのです。だから、これからも町民の声を反映させる機会というのは十分残っているということでもありますから、一方的に執行方針を固めるということにはなっていないというふうにも

思います。

それで、どうしてこういうことになったのかというふうに正直思いますけれども、やはり多額のお金を掛ける以上は、町民の方も、いろいろな考え方の方がいらっしゃるから、その必要性も含めて心配になられたのだらうというふうには思います。

ただ、今、申し上げましたように、ここの疑問だよという大きく三つの点については、責任は果たしてきたと言い切れるというふうに思います。

後は、私がこの文章を読んで思ったことは、議会の扱い方として、きょうは総務文教常任委員会ですけれども、あの時は協議会が多かったのですね、アルコ。合同委員会の後からの説明は全員協議会。それで、これはやっぱり全員協議会というのは、説明を受けたり、あるいは調整をしたりというのが主な仕事の場所でありますから、従って、こういった委員会ですとか、本会議とはちょっと違う正確を持っている。そういう点では、一つ一つの案件をどこでどのような場で議論をすべきなのかという点では、考える余地はあるかなというふうに思いました。

いずれにしても、これから私たち、総務文教常任委員としても、この案件については責任を持って対応していかなければならないと思いますので。文面から指摘されることの委員会審議のあり方に今後検討がいることと、もう少しやっぱり、相当お金を投資することを心配されているようでありますから、私たちもこの部分はもっともっと学んで、そして、2月に受けた説明がどのようになっていくのか、現地にも行って、しっかり勉強もさせていただいて、このような心配を町民にさせないような運営をやっていくことのほうが大事だというふうに思ひまして、そういったことを積み重ねて、その上でこういった陳情者に対する結論を出していくことのほうが大事かなというふうに思います。

○委員長（小川純文） 他、委員の皆さん、ご意見ございませんか。

谷口副委員長。

○副委員長（谷口和弥） 陳情者の方から、このような形で陳情が上がってきたわけでありまして、本会議をとおして、この委員会にこの陳情の審査が付託されてきたわけでありまして、先ほどの中橋委員の発言にも関わってきますけれども、この委員会ですること、やるべきことということといえば、限られてくるのだと思うのです。この陳情書に沿って、これを可とするか不可とするかということが一つ、最後、落としどころとして付いてくる。あるいは、違う手法もないことはないけれども、主にはそういうことになってくるのだと思うのです。可とするというようなことに非常になりづらいのだと、それはやっぱり、いろいろなここに至るまでの経過、趣旨は至ってシンプルなのだと思うのですよ。町に議会としても、ちゃんと町民に説明するように求めてくれという内容ですから、ひとつそれは、求めてくれということはあるのだけれども、でも、この陳情の中身全体を良しとして、可ということは、そういうことだと思うものだから、そういうことにもなりづらいのだというふうに思う中で、私は、この陳情者の方が、一番これからのアルコの将来性のことについても安心できる、そういう手法はどういったことがあるかとよく議論して、これから進めていくことが必要なのではないかと思っています。まずは、自分の思いだけ発言させていただきます。

○委員長（小川純文） 他、委員の皆さん、ご意見はございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 今、お二人の委員の認識と同じ思いであります。

幕別地区、札内、忠類ばかりではなくて、幕別地区、札内地区の住民にも支持されて理解されるような、今後のホテルの運営や周知、それを私にもいえることなのですから、これが求められると思っております。町民の思いを勘案すると、この陳情書を可とすることはできないですし、不可とすることもできないということで、趣旨採択ということにしたいという思いです。

○委員長（小川純文） すいません。まだここは意見の段階ですから、討論ではございませんので。

ご意見ございませんか。

乾委員。

○委員（乾邦廣） 私、正直な話、この陳情の内容、文面を読む限り、どういうように質疑していいのか大変迷って困っているのが正直なところであります。

陳情者は、町民に詳しく忠類振興公社のことを議会を通じて、議会から理事者に説明するよう求める内容だろうと思っております。

しかし、文面を見る限り、中橋委員が申し上げたとおり、内容が非常に間違いが多い、問題点があるような文面の書き方も見受けられますので、この陳情はどういうように質疑していいのか、本当に正直迷っております。

それで、今、皆さま方のご意見を聞いておりますと、可でもなし、不可でもなし、何か違う方法がないのか模索せよという話がありますので、私はもう少し時間を置いて継続審査にしながら、この総務文教常任委員会として、現地調査、忠類振興公社を見ながら、もう1回お聞きをしてすることが大事ではないかと提案をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 他、ご意見ございませんか。

ないようであります。

今回、この陳情が、この総務文教常任委員会に付託をされた一番の根拠は、多分、指定管理を所管する委員会でありますから、忠類振興公社ということでもありますので、この委員会に付託をされた根本ではないかと思っております。

それで今、委員の皆さんからもありましたとおり、結構いろいろと何点かのテーマで、この陳情書が出されているわけではありますけれども、皆さん言われるとおり、ちょっと不確定な部分とか、ちょっと意味が取り得ない部分、また、陳情者の要望としている部分、いろいろな部分に多岐に分かれております。

今までの議会の中でも全員協議会、先ほどありましたように、3常任合同委員会、また、指定管理に関する特別委員会というものも数多く開いてきて、今まで、このアルコ関係の内容等々も論議をかなりしてきております。それで、また先般は、改修に向けた関係も全員協議会での説明をいただいております。

その中で、今後のこの陳情書に対する内容の審査の方法でありますけれども、今、委員の皆さんのご意見を聞くと、総務文教常任委員会としては、今まで、皆さんと全員協議会、また、特別委員会等々で皆さんと同様にしてきましたけれども、委員会としての

所管事務などは、アルコ236、忠類振興公社等々には、所管事務を今まではしておりませんので、ここに書いてある内容、また、今まで論議してきた内容等がどういうふう
に、会議室の机上ではなくて、現場で本当にどうなっているのか、今のお話を聞いてい
ますと一考する値はあるのかなというふうにも思いますので、この審議を進めると共に、
そういう現状をきちんと、この総務文教常任委員会の中で認識を深めるということも、
今、お話を聞いていると、あっても良いのかなというふうに感じるころなのかもしれ
ども。

そういう方向も取り入れる形で、この審査をより一層進めながら、同時に並行してや
っていくという方法についてはいかがでしょうか。

それについてご意見ください。

中橋委員。

○委員（中橋友子） いいのではないのでしょうか。

皆さんのいろいろなご意見を伺っていて、私もそうなのですが、決して委員同士
が対立するような案件ではないと思うのです。それぞれ、この文章から疑問に思うこと
も共通の点がありますから。

ですから、そういったことも含めて、臨時会で陳情が付託されるということも、そう
そうないことですからね。ですから、まもなく5月30日には6月定例会の議運も開かれ
ますし、十分期間がありますので、その期間も使って、できることはやって、最終的に
きちんと委員の意向を皆できちんと推し量りながら結論を出していくというのがいいの
ではないのでしょうか。

従って、継続にさせていただくということです。

○委員長（小川純文） 他、ご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、今、いろいろと、るるご意見ありましたように、所管
事務調査も含めた中で、この陳情についてもう少し議論を高めていくということで、継
続審査という方向でよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） 継続審査と併せまして、所管事務調査等々の関係については、委
員長、副委員長のほうに日程等の調整の関係等はお任せいただけますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） そのように進めさせていただきます。

この陳情は、多分6月議会の最終日での報告になるのではないかと思いますけれども、
結論がその日までということではございません。結論は出てもいいのですけれども、報
告は6月議会の最終日での報告となると思いますので、それまでできる限りの時間を使
って、この陳情に当たって審査を進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお
願いをいたします。

休憩を取ります。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩を解いて会議を開きます。

次回に向けて、必要な書類等については、用意をさせていただきます。

以上で本日のこの陳情に対する議論は終了させていただいてよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長（小川純文） 以上をもちまして、この陳情の取り扱いを本日は終了をいたします。

これで、インターネット中継を終了いたします。

ここで若干、もう一度休憩を取ります。

(暫時休憩)